

業務指示書

アンゴラ国電力開発計画策定能力向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年4月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は囑託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力開発計画策定にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/電力開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電力開発計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アンゴラ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 送電開発計画】

- 1) 類似業務の経験：送電開発計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アンゴラ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年4月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。
 - (1) 旅費（航空賃）
 - (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(AOA1 = 0.69 円 , US\$1 = 112.217 円 , EUR1 = 118.543 円)

※対象国の外貨交換レートは下記を参考としています。

<https://www.oanda.com/lang/ja/currency/converter/>

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： 4月26日(水) 15:30～17:30
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所：JICA本部（麹町）2F 208会議室
- (3) 実施方法：
 - 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/電力開発計画
送電開発計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.15 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年5月16日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
アンゴラ国電力開発計画策定能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/電力開発計画	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力：送電開発計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2. 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

アンゴラは2002年の内戦終結後、順調な経済成長を遂げており、2002年から2013年までの経済成長率は年平均10.7%に及ぶ。アンゴラ政府は、長期的な開発政策「ビジョン2025 (Vision 2025)」及び2013～2017年の開発計画「国家開発計画 (National Development Plan、以下「NDP 2013-2017」という)」を策定し、石油への過度な依存からの脱却、及び産業の多様化を通じた持続的な経済成長を目指している。

同国の電力セクターは、NDP2013-2017で示された7つの重点セクターに含まれており、現在、内戦中に破壊されたインフラ設備の復旧が急速に進められている。しかしながら、約22¢/kWhの供給コストに対して約3.8¢/kWhと低価格に設定されている電力料金、電力の約50%を水力発電が占めることに起因する季節変動（渇水）への脆弱性、全国平均約30%（地方は9%以下）の電化率の低さ、55%以上にのぼる送配電ロス、80%以上が電力メーター未設置であることによる低い料金徴収率等の問題が指摘されている。

電力セクターの政策立案を担う水・エネルギー省 (Ministry of Energy and Water Affairs、以下「MINEA」という) は、「国家電力安全保障戦略政策 (National Power Security Strategy and Policy、以下「NESSP 2011」という)」を策定し、優先的に取り組むべきアクションとして、電力セクターの構造改革、PPP導入、電源開発（ガス・コンバインドサイクル発電、水力）や送配電網整備の実施促進、再生可能エネルギーに関する政策・枠組みの策定等を挙げている。さらに、これらの改革を実現するため、2010年から2025年までに4つのフェーズに分けて段階的に達成すべき目標と取り組むべき実施アクションを整理した「電力セクター改革プログラム (Electricity Sector Transformation Program、以下「PTSE」という)」を策定し、2025年までの目標値として、電化率を30%から60%、発電設備容量を2,120MWから8,742MWにする目標を掲げている。

電力セクター改革プログラムの推進に向けて、MINEAは関連電力公社である送電公社 (National Electricity Transportation Company、以下「RNT」という)、発電公社 (Public Electricity Production Company、以下「PRODEL」という)、配電公社 (National Electricity Distribution Company、以下「ENDE」という) が策定する部門毎の計画を電力計画として取りまとめる役割を担う。他方、確度の高い需要想定や長期的な生産設備等の諸条件を考慮した長期限界費用 (LRMC: Long Run Marginal Cost) を踏まえた包括的な電力開発計画を策定した実績がない。

アンゴラ国内における電力の安定供給のためには、統計的なデータ及び科学的な分析に基づく電力マスタープランに沿った電源・系統開発を行う必要があり、その策定が喫緊の課題となっている。

このような状況下、電力セクターにおける日本の経験、知識、技術への期待により、2040年までの長期の電力マスタープラン策定への協力が要請された。要請を受け、JICAはMINEA及び関係省庁との間で協議を行い、2017年2月27日にMINEAとJICAとの間で本プロジェクト実施に関する討議議事録 (Record of Discussions、以下「R/D」という) が署名された。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

- 1) 全国の電源・送電網を対象とした包括的な電力マスタープラン (2018年-2040

- 年)を策定する。
2) C/Pに同マスタープランの十分な理解を促すとともに、計画立案に係る技術移転を行う。

(2) 期待される成果

- 1) 電力マスタープラン(2018-2040年)の作成
2) 電力マスタープランを策定・改定するにあたっての関連機関(MINEA、RNT、PRODEL、ENDE)職員の能力向上。

(3) 対象地域

アンゴラ国(全国を対象)

(4) 関係官庁・機関

主管官庁：水・エネルギー省(MINEA)

部局：電力総局(National Directorate of electricity energy、以下「DNEE」という)

実施機関：送電公社(RNT)

発電公社(PRODEL)

配電公社(ENDE)

エネルギー・水サービス規制院(Instituto Regulador dos Serviços de Electricidade e Água、以下「IRSEA」という)

アンゴラ側関係機関は上記の通り複数であり、MINEAのDNEEがそれらのとりまとめを担う。

3. 業務の目的

本業務の目的は、アンゴラ国の2040年を目標年次とする全国電力マスタープランを作成することであり、もって同国の電力安定供給に資する電力開発の円滑な実施に寄与することが期待される。

4. 業務の範囲

本業務は、2017年2月27日にJICAとアンゴラ関係機関との間で署名された討議議事録(R/D)に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) マスタープラン策定における留意点

本業務で対象とするマスタープランにおいては、策定の過程を通じてMINEA及び実施機関が関心を有する以下の観点についても検討を行い、提言を行うこととする。

1) 需要想定に基づいた全国を対象とした開発計画

アンゴラではこれまで需要想定や長期限界費用等に基づいた、かつ全国を対象とした電力マスタープランは存在しない事から、これらを含んだ包括的な開発計画を策定する。

2) 送電開発計画

電源開発計画に整合した送電開発計画を策定する。送電開発計画は送電電圧 60kV 以上の全国の電力系統を対象とする。

3) 地方電化

60kV 以上であれば地方電化（メイングリッドに繋がらない地域の電化計画）についても取り扱うこととする。しかし、地方では必要なデータが集まらない可能性や、治安面での懸念が出てくる可能性もあることから、現実に則した実施可能な範囲での調査とする。調査対象サイトについては前もって JICA 及びアンゴラ側機関と適宜協議し決定する。

地方電化の推進についてのアンゴラ側の政策・施策を分析の上、必要に応じ、日本や他国の事例も参照しつつ、提言を行う。

4) 国際連系線

アンゴラは南部アフリカ地域での広域系統連系を構想する Southern African Power Pool（以下、「SAPP」という）の加盟国であり、将来的にコンゴ民、ナミビア、ザンビアとの国際連系の可能性がある。現在、SAPP 事務局（在ジンバブエ・ハラレ）が取りまとめている SAPP 計画及び JICA 事業「南部アフリカパワーพูล情報収集・確認調査」との整合に留意しつつ、国際連系線ルート及び仕様、他国への売買電計画、送電設備計画等についても検証・提言を行う。

5) 最新情報の反映

中国資本で南北の州を連系する 400kV 送電線事業（Lucala-Lubango 間）を計画しているという情報があり、概要及び進捗を確認の上、マスタープランに反映する。

(2) 実施体制及び密接なコミュニケーションの確保

アンゴラ国電力セクターの特徴として、MINEA の影響力が強く、2015 年に分社化されたばかりの 3 公社（発・送・配）を実質的に指揮命令系統下においている。また、大規模案件の実施や、料金の設定は MINEA が直接行っており、また情報についても MINEA が管理している。このため、本プロジェクトでは MINEA（部署としては DNEE）が取りまとめ機関となり、意思決定プロセスの核となる。ただし、具体的な作業は各公社が行っているため、日本側はこれを踏まえた実施体制を組む必要がある。また、本プロジェクト実施中の電力改革の進捗を踏まえ、その時点で適切な政策提言を各関係組織に行う事が求められる。業務にあたっては、JCC (Joint Coordinating Committee) を中心として、本業務に係る情報・進捗共有ならびに共通理解・合意形成が適切に行われるよう十分留意すること。

(3) 情報開示

アンゴラ側は情報開示にも慎重であり、キーパーソンから了承を得なければ情報が出てこない状況にある。MINEA の DNEE プロジェクトダイレクター兼総括プロ

プロジェクトマネージャーを情報開示請求先とすることで、円滑な情報入手に努める事とする。また、コンサルタントから再三要求してもアンゴラ関連機関より情報開示が十分なされない場合は、その対応を JICA に相談すること。

(4) アンゴラ関連機関への技術移転

アンゴラ側からは、日本人専門家とアンゴラ側関係者が共同で作業を行うことで技術移転を行いながらマスタープランを策定すること、本邦招聘やワークショップ等の機会が提供されることに高い期待が寄せられている。アンゴラ側の本業務にかかる体制と技術移転のニーズを明確にしたうえで、現地では OJT に加え、資料提供・レクチャー・協働作業によるワークショップにて技術移転を適宜実施する。併せて本邦招聘を実施する。ワークショップ及び本邦招聘の具体的な内容は受注者が本業務開始後に、アンゴラ側関係機関及び JICA と協議の上で特定するものとする。

この他、JICA と相談しつつ、課題別研修への関係者の派遣を検討する。

(5) 現地関係機関との情報共有

マスタープランの性質上、現地における十分な情報収集と意見交換、また成果の共有が重要であるところ、ドナー機関、大学、商工会、民間企業等と情報共有を行う。アンゴラにおける電力セクターの主要ドナーはアフリカ開発銀行（以下、「アフ開」という）であるが、技術協力として同様の政策提言や配電を中心とした個別プロジェクトを計画しているところ、アフ開を中心に関係ドナーとの情報共有に留意する必要がある。

(6) 投資環境のレビュー及び整理

本業務では投資環境制度の整理および投資に係る障害について情報を整理する。これらを本邦企業等向けの投資関連情報としてとりまとめる。本取組みは情報の整理及び提供に留め、アンゴラ政府へ提言することは想定しない（投資環境整備についてはアフ開が別途プロジェクトを実施している）。最終的な表現ぶりはアンゴラカウンターパート側との間で調整する。

(7) 地方都市踏査

アンゴラ全土の送電網及び地方電化をカバーするマスタープラン策定のため、各地の州都を中心とする地方都市の踏査を実施し、情報収集及び協議を実施する。踏査する地方都市については5都市程度を想定しており、プロポーザル及び業務上の優先度と治安上の渡航可否を勘案の上、JICA・コンサルタント団員・アンゴラの3者で協議して決定する。

(8) 先方国内旅費支出への配慮

アンゴラは油価低迷に起因する財政逼迫により、出張旅費を2~3ヶ月前に申請したとしても予算が配分されない可能性がある。先方の出張等予算手配の為、現地での活動予定を前もって連絡する必要がある。真にやむを得ない事情により先方負担が困難であり、プロジェクト進捗への影響が回避できない状況となれば、JICA に相談すること。

(9) 特定国宿泊費

首都ルアンダの宿泊費は物価高を反映し特定国宿泊費 27,300 円/日とする。他方、地方都市の宿泊費は特定国宿泊費扱いしない。

(10) 通訳及び翻訳要員

1) 通訳及び業務調整員

現地における通訳並びに翻訳作業（ポルトガル語－英語）は日本から連れて行く形は取らず、傭上することを想定している。右通訳には調査団が日本に戻っている間の現地調査（データ収集、関係機関との協議など）も実施させることを認める。なお、現地通訳は必要に応じ複数名の雇用を認める。通訳を現地コーディネーターとして活用することも認める。

2) 調査報告書翻訳費用

現地人通訳の傭上に加えて、正式報告書等のポルトガル語へ（から）の翻訳費用が必要である場合は、作業分担を明確にした上で当該費用を計上すること。また、ポルトガル語報告書作成時の翻訳経費を別途認める。

(11) アフ開との連携

アンゴラにおける電力セクター協力はアフ開との連携が重要になっている。アフ開から JICA には特に以下 3 点への期待が高い。

- 1) 電源開発 (Power Development)
- 2) 送電開発 (Power Transmission)
- 3) 中央給電指令所 (Dispatch Center)

特に中央給電指令所の改善に強い期待が寄せられている。右につき、アンゴラ側関係機関、アフ開、JICA と協議の上で改善が必要な事項を分析・整理する。あわせ、技術的課題であれば本邦招聘やワークショップでの技術移転・能力開発を、設備的課題であればマスタープランにおいて今後の整備計画等を策定する。

(12) 環境社会配慮

本業務は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）においてカテゴリ B に分類される。調査実施にあたっては、戦略的環境アセスメント (SEA: Strategic Environmental Assessment) の考え方を導入することとする。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とスコーピングを行い、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととする。調査内容の策定にあたっては R/D (Annex 4, Terms of Reference for the Strategic Environment Assessment) も参照する。

6. 業務の内容

業務の各作業項目は 2017 年 2 月 27 日に締結した討議議事録 (R/D) に則り実施することとし、以下に記載の内容も網羅して実施すること。

- (1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議
 - 1) 関連資料・情報の収集・分析等
既存の関連資料・情報、データを整理、分析するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。
 - 2) インセプションレポートの作成
上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。
 - 3) インセプションレポートの説明・協議等
インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、討議議事録（R/D）で確認されている先方実施機関及び政府との責任の分担関係について確認を行う。
インセプションレポートには調査団員の一覧表を添付する。

- (2) 電力セクターをめぐる現状のレビュー及び分析
 - 1) 電力セクターをめぐる現状のレビュー（政策、法制度、規制枠組み、組織体制、開発計画など）
 - 2) 電力セクター開発状況のレビュー
 - 3) 電力需給状況のレビュー
 - 4) 他ドナーや民間セクターの活動状況のレビュー
 - 5) 電力セクターに関連した、アンゴラの気候変動対策に関する方針（INDC等）のレビュー

- (3) 電力需要予測
 - 1) 感度分析を含めた2040年までの将来需要予測をまとめる。以下に留意のこと。
 - ア. アンゴラ全国を対象とする（データが入手可能であれば地域レベルまで落とし込む）
 - イ. 主要な開発案件/計画についてのセクター別の需要予測や影響を考慮する
 - ウ. 負荷曲線を考慮する

- (4) 電源開発のための一次エネルギー分析
 - 1) 電源開発のための一次エネルギー（水力、石油、天然ガス、再生可能エネルギーなど）のポテンシャルに係る把握・分析
 - 2) 電源開発の実現を促進するために整備すべき情報項目の整理

- (5) 電源開発計画の最適化に係る検討
 - 1) 既設電源設備の情報収集及び分析
 - 2) 既存電源開発計画の情報収集及び分析
 - 3) 2040年までの長期最適電源開発計画を取りまとめる。以下に留意のこと。
 - ア. 電源開発計画の策定において技術やコストの分析を重視する
 - イ. 複数のシナリオを想定する（ベースケース、ハイケースなど）
 - ウ. 感度分析を実施する

エ. 各シナリオでの温室効果ガス排出量を算定する

(6) 送電系統開発計画の最適化に係る検討

- 1) 既設送電系統設備の情報収集及び分析
- 2) MINEA 最新開発計画の情報収集及び分析。以下に留意のこと。
 - ア. 既存の開発戦略及び計画を分析する
 - イ. 既存設備における最新のコストと技術データを分析する
 - ウ. 近隣国（コンゴ民主共和国、ナミビア、ザンビア）との国際連系線を踏まえた分析をする
- 3) 潮流解析を行う
- 4) 電力システム分析に最適なソフトウェアを検討する
- 5) 送電損失削減方策の検討
- 6) 2040 年までの送電系統開発計画を取りまとめる

(7) 民間投資環境レビュー

- 1) 電力セクターにおける民間投資環境をレビューする（政策、戦略、法制度、規制枠組み、手順など）
- 2) 民間投資環境の現状分析及び整理からボトルネックを特定する

(8) 長期投資計画

- 1) 提案される開発計画の実施に係る経済・財務分析を行う
- 2) 2025 年までの既存投資計画をレビューし更新する
- 3) 電源開発計画と送電開発計画を踏まえた 2040 年までの長期投資計画を取りまとめる

(9) 経済・財務分析

- 1) RNT、PRODEL、ENDE の財務状況レビュー。以下に留意のこと。
 - ア. 現在の価格水準
 - イ. コスト構造
 - ウ. 借入能力
 - エ. 財政、料金体系等に関する政府の関与、規制等
- 2) 財務的課題抽出
- 3) RNT、PRODEL、ENDE の財務持続可能性に係る分析
- 4) 最適財務戦略の提言

(10) 環境社会配慮

- 1) アンゴラでの環境社会配慮に係る法制度及び規制枠組みを分析する
- 2) 戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響を含めた代替案の比較検討を実施・提言する

(11) マスタープランのドラフト策定

- 1) これまでの分析を踏まえ 2040 年までの包括的なマスタープランのドラフト

版を策定する

- 2) 電力セクター開発計画に係る MINEA、RNT、PRODEL、ENDE、IRSEA のアクションプランに助言する

(1 2) 技術移転・能力開発

- 1) マスタープラン策定に至る諸業務の中で MINEA、RNT、PRODEL、ENDE、IRSEA に対し技術移転を行う
- 2) 技術移転のためのワークショップを実施する。内容はコンサルタントが提案し、アンゴラ側関係機関及び JICA と協議の上で確定させることとする。
- 3) 関連する本邦招聘を実施する
 - ア. アンゴラ側電力関係者を本邦に招聘し、我が国における電力安定供給のための系統運用状況（中央給電指令所における運用を含む）や再生可能エネルギー電源が電力系統に及ぼす影響、高効率火力発電等の本邦企業が有する先進的技術について理解を深められるよう、本邦招聘を実施する。
 - イ. 期間は移動日を含めて 14 日間程度とし、招聘で得た知見をその後に活用できるように、プロジェクト期間中 1 回実施する予定。参加予定者は 10 名程度を想定することとし、開催時期及びプログラム詳細についてはプロポーザル及び本体調査にて具体化していく。
 - ウ. 当該本邦招聘に関し受注者は、以下の業務を行うこととする。なお、被招聘者に係る航空券手配、国内移動・宿舍手配、空港送迎等の受入業務、及び被招聘者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、発注者が行うものとする。
 - ① 被招聘者の人選への支援
被招聘者の人選は発注者と先方政府関係者との協議で決定するが、受注者は、先方関係官庁・機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。
 - ② 招聘カリキュラムの作成
招聘実施 1 か月前を目途に、招聘カリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、発注者の基本的な了解を得る。
 - ③ 面談者・見学先等の手配
発注者の了解を得た招聘カリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。
 - ④ 招聘に係る関連資料の作成
招聘カリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文または葡文で作成する。
 - ⑤ 被招聘者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）
被招聘者への来日前の説明は、発注者が行うが、受注者は当該説明会に同席し、招聘カリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。
 - ⑥ 招聘カリキュラムの実施
招聘カリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招聘を実施する。原則として、招聘の全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。
 - ⑦ 招聘実施報告書の作成
招聘の実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、発注者に提出する。

(13) JCC の開催

- 1) インセプションレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポート提出後等の適切な時期に3回程度開催する。
- 2) JCC Member は討議議事録 (R/D) の Annex 2 を参照のこと。

(14) 現地セミナーの開催

- 1) 官民の多様な関係者に参加を促し本マスタープランを周知するためとともに様々な意見を適宜レポートに反映するため、現地セミナーを開催する。開催時期は、ドラフト・ファイナルレポート説明・協議時の開催を必須とし、業務開始時、中間時点での開催もプロポーザル及び本体調査での必要性に応じ可とする。
詳細は15頁「現地セミナーの経費」を参照。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。進捗の関係者共有用を英語で、先方提出用をポルトガル語とする。

なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画、既存資料分析等

提出時期：調査開始後半月程度を目途（第一次現地調査にて説明、協議）

部数：英文 15 部（JICA 5 部、アンゴラ関係機関 10 部）、葡文 15 部（JICA 5 部、アンゴラ関係機関 10 部）、和文 5 部（簡易製本）

電子データ：上記報告書を PDF 形式にて CD-R 3 部（JICA 3 部）

2) インテリムレポート

記載事項：電力セクターレビュー、電力需要予測、電源開発のための一次エネルギー分析、電源開発計画、送電系統開発計画、民間投資環境レビュー、長期投資計画、経済・財務分析結果、環境社会配慮等

提出時期：調査開始 4 ヶ月後を目途

部数：英文 15 部（JICA 5 部、アンゴラ関係機関 10 部）、葡文 15 部（JICA 5 部、アンゴラ関係機関 10 部）、和文 5 部（簡易製本）

電子データ：上記報告書を PDF 形式にて CD-R 3 部（JICA 3 部）

3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：調査開始 9 ヶ月後を目途（最終現地調査にて説明、協議）

部数：英文 15 部（JICA 5 部、アンゴラ関係機関 10 部）、葡文 15 部（JICA 5 部、アンゴラ関係機関 10 部）、和文 5 部（簡易製本）

電子データ：上記報告書を PDF 形式にて CD-R 3 部（JICA 3 部）

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するアンゴラ電力機関コメント
提出から2ヶ月後を目途

部 数：英文20部（JICA5部、アンゴラ関係機関15部）、葡文20部（JICA
5部、アンゴラ関係機関15部）、和文5部（簡易製本）

電子データ：上記報告書をPDF形式にて13部（JICA3部、アンゴラ関係機関
10部）

ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポートの巻頭には10ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、相手国実施機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10営業日以内

部 数：和文5部（簡易製本）

2) 業務実施報告書

ファイナルレポートには記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

ア. ファイナルレポートの概要

イ. 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

ウ. 活動内容（技術移転）

現地セミナー、本邦招聘、ワークショップ等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

エ. 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

オ. 提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料：

ア. 業務フローチャート

イ. 業務人月表

ウ. 現地セミナー開催実績

エ. 本邦招聘受入れ実績

オ. ワorkshop開催実績

カ. 合同調整委員会議事録等

キ. その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF1部（JICA1部）

(3) その他提出物

1) 議事録等

アンゴラ関係機関との面談時及び各調査報告書説明・協議時に、適宜議事録を作成し JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 営業日程度のうちに JICA に提出すること。JICA アンゴラフィールドオフィスにおけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも 5 営業日前までに配布資料を JICA に提出すること。

2) コンサルタント業務従事月報

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告する。

3) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICA が必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(4) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、アンゴラ関係機関への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、内容等について承諾を得ること。
- 3) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 4) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文・葡文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 6) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

業務実施上の条件

1. 調査工程

2017年5月下旬より業務を開始し、2017年6月上旬を目途にインセプションレポートを提出する。2017年9月下旬目途にインテリムレポートを提出する。2018年2月下旬にドラフト・ファイナルレポートを提出し、2018年4月下旬にファイナルレポートを作成・提出する。

上記以外にも、1か月程度であれば後ろ倒しの工程をプロポーザルで提案することも可とする。

なお、調査開始後に、現地の事情等により調査工程及び調査期間の直しが見込まれる場合には、JICAに相談すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約 41.75 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、可能な限り継続的に現地に要員を配置するよう工夫すること。

- 1) 総括/電力開発計画（2号）
- 2) 一次エネルギー分析
- 3) 電力需要予測
- 4) 電源開発計画
- 5) 送電開発計画（2号）
- 6) 投資計画/経済財務分析
- 7) 環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与

討議議事録（R/D）を参照のこと。

4. 配布資料

- 1) 詳細計画策定調査 討議議事録（R/D） ※英文及び葡文
- 2) 詳細計画策定調査 環境社会配慮報告書 ※日文及び英文
- 3) アンゴラ国家送電網計画検討（2013-2025年、MINEA） ※日分及び葡文
- 4) アンゴラ国電力システム概要（RNT） ※日分及び葡文

5. 閲覧資料

1) 「南部アフリカパワープール情報収集・確認調査」報告書

閲覧場所は以下のとおり。

場所：郵便番号 102-8012

東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 3 階 資源・エネルギーグループ

電話 03-5226-8048

6. 公開資料

1) ANGORA ENERGIA (2018-2025、MINEA) ※英文及び葡文

<http://www.angolaenergia2025.com/en/conteudo/documents>

7. 機材の調達

本調査の実施のために解析ソフトウェアの導入が必要な場合は、現地または国内で調達すること。これに係る手続きは、コンサルタントが行う。また、これらについては、調査終了後も相手国機関が使用できるように譲渡する予定なので、利用者登録の変更等の必要な手続きは、受注者が行うこと。なお、機材の仕様については、事前に JICA の承認を得ること。ソフトウェアは、出来る限りカウンターパートが使用しているもの、若しくは費用面を含めてカウンターパートによる入手が可能と考えられるものを選択する。

現地調査に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

また、業務遂行上調達が必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

8. 現地再委託及び国内再委託

以下の業務に関する現地再委託を認める。その他、現地及び国内の機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することが効果的と認められる作業項目がある場合は、当該業務について必要と判断する理由、並びに再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を予定している業者の候補並びに再委託業務の監督・成果品の検査方法など、具体的な提案を行うこと。

・環境社会配慮調査

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

9. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) カウンターパートの出張旅費

カウンターパートの旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後の相手国機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をカウンターパートに支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
- 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
- 3) JICA が事前に承認していること
- 4) アンゴラ側関係機関からの申請書を取り付けていること

以下の想定のもとに、経費については別見積とする。

- 1) 出張回数：5回（地方踏査回数と同様）
- 2) 出張人数：4名
- 3) 日当：3,200円/日

(3) 現地セミナーの経費

現地セミナーの経費負担として、以下の想定に基づき見積もること。なお、複数回の現地セミナー開催を提案することも可とする。

回数：1回

規模：最大150人

対象：会場及び機材借上げ費用、参加者の飲み物・食事にかかる費用、その他

(4) 安全への配慮

現地作業中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在アンゴラ日本国大使館、JICA アンゴラフィールドオフィスより十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同フィールドオフィスと常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同フィールドオフィスと緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(5) 不正腐敗の防止

本調査の実施に当たっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

